

○海上保安庁告示第156号

水平位置の測定に用いる恒久標識の等級に関する告示を次のように定める。

平成14年5月9日

海上保安庁長官 縄野 克彦

水平位置の測定に用いる恒久標識の等級に関する告示

水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第1条に規定する恒久標識のうち水平位置の測定に用いるものを一級、二級及び三級の等級に分類し、その分類の基準は、次の表の上欄に掲げる等級に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

等級	分類の基準
一級	水平位置の誤差が十センチメートル以下のもの
二級	水平位置の誤差が十センチメートルを超え三十センチメートル以下のもの
三級	水平位置の誤差が三十センチメートルを超え五十センチメートル以下のもの

附 則

この告示は、公布の日から施行する。